

令和 5 年 6 月 28 日

令和 5 年 千葉市 教育委員会 会議 第 6 回 定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

令和5年千葉市教育委員会会議第6回定例会議事日程

令和5年6月28日(水)
午後3時開会

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 報告事項
 - (1) 令和5年第2回千葉市議会定例会について 1
[総務課]
 - (2) 令和6年度公立学校教員採用選考候補者選考の志願状況について 3
[教育職員課]
- 7 議決事項
 - 議案第28号 懲戒処分の指針の一部改正について 5
[教育職員課]
 - 議案第29号 令和6年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について 7
[教育改革推進課]
- 8 その他
- 9 閉会

報告事項（1）

令和5年第2回千葉市議会定例会について

教育総務部総務課

1 会期 6月7日～6月22日

6月12日	議案質疑
6月13日	教育未来委員会
6月15日～21日	一般質問
6月22日	常任委員会委員長報告、討論、採決

2 提出議案の審議状況

今定例会は提出議案なし

3 請願の審議状況

(1) 市立学校の給食費無償化を求める請願（請願第4号）

6月13日の教育未来委員会及び6月22日の本会議において、それぞれ不採択とされた。

4 一般質問

(1) 一般質問（議員個人が、本市の行政全般にわたり、執行部に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を質す発言）
36人から通告があり、うち16人が教育委員会に関する質問を行った。

※主な内容

- ・危機管理について
- ・北朝鮮の拉致に対する人権教育について
- ・学校給食について
- ・誉田東小学校の児童増加に伴うグラウンドの狭隘化について
- ・別室登校について
- ・不登校特例校について
- ・夜間中学について
- ・小学校遊具の新設・更新について
- ・学校給食費無償化について
- ・聞こえの支援について
- ・通学路の安全対策について
- ・花見川図書館・こてはし台公民館・こてはし台連絡所の複合施設について
- ・障がいのある方の生活・福祉について
- ・動物愛護施策について
- ・安心・安全の市民生活・まちづくりについて
- ・若葉図書館利用者の交通利便について
- ・学校施設の安全性について
- ・学校施設の改修について
- ・火山災害対策について

- ・教科書の採択事務について
- ・公民館について
- ・学校教育における千葉市議会の活用について
- ・千葉市の観光戦略について

報告事項(2)

令和6年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について

教育総務部教育職員課

1 志願状況(受付期間:令和5年4月3日から令和5年5月12日)

(1) 内訳

実施年度	募集人員		志願者数			志願倍率※1	
	令和5年	(令和4年)	令和5年実施		(令和4年)	令和5年	(令和4年)
			志願者	ちば夢志願者			
小学校	約790名	(620)	1,472	281	1,753	(1,535)	1.9 (2.5)
中学校 中・高共通	約750名	(690)	2,607	320	2,927	(2,837)	3.5 (4.1)
高等学校	各教科、科目とも若干名※2	各教科、科目とも若干名※2	144	23	167	(150)	/ /
特別支援教育	約80名	(130)	344	48	392	(399)	4.3 (3.1)
養護 教諭	一般 選考	約55名	(55)	345	67	412	(339) 6.3 (6.2)
	特別 選考	若干名	(若干名)	/ /	/ /	(15)	/ /
栄養教諭	若干名	(若干名)	37	/ /	37	(39)	/ /
合 計	約1,700名	(約1,500)	4,949	739	5,688	(5,314)	2.9 (3.5)

※1 「ちば夢チャレンジ特別選考」の志願者数を除いた倍率

※2 書道、情報、農業(土木造園・食品製造・園芸・畜産)、工業(機械・電気・工業化学・建設)、商業、水産(航海・機関)、看護、福祉

(2) 会場別志願状況

実施年度	千葉会場	県外会場			全体合計
		盛岡	名古屋	兵庫	
令和5年	5,198	153	242	95	5,688
令和4年	4,864	176	274	/	5,314

※夢チャレンジ739名を含む

(3) 障害者を対象とした障害者枠の志願者数 12名(昨年度は15名)

※障害者枠は、全区分(養護教諭を含む)を対象に、5名程度採用予定

2 今後の日程

(1) 第1次選考

- ①選考期日 令和5年7月9日(日)
- ②試験会場 県内9会場及び県外3会場(盛岡・名古屋・兵庫)
- ③合格発表 7月下旬から8月上旬を予定

(2) 第2次選考

- ①選考期日 令和5年8月19日(土)・20日(日)・21日(月) 小学校以外の志願者が対象
令和5年8月25日(金)・26日(土)・27日(日) 小学校・特臨の志願者が対象
- ②試験会場 県内7会場を予定(第1次合格者に別途通知)

(3) 最終合格発表

10月中旬を予定

議案第28号

懲戒処分の指針の一部改正について

懲戒処分の指針を次のとおり改正するものとする。

令和5年6月28日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

懲戒処分の指針の一部を次のように改正する。

第2の5項の見出しを次のように改める。

児童生徒等に対する非違行為関係

第2の5項第2号を次のように改める。

(2) 児童生徒性暴力等

ア 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

(令和3年法律第57号) 第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行った職員は、免職とする。

イ 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員(アに該当する者を除く。)は、停職又は減給とする。

第2の5項3号を第4号とし、第3号に次のように加える。

(3) 児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為

児童生徒に対して、電話、手紙、電子メール等を利用して、管理職の許可及び保護者の同意なく私的なやりとり(職員の職務にかかわらないやりとりのことをいう。)を執拗に繰り返す等した職員((2)に該当する者を除く。)は、減給又は戒告とする。

この指針は、令和5年9月1日から施行する。

~~~~~

## 議案説明

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が制定されたことを踏まえ、児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為を新設するとともに規定の整備を図るものであります。



## 議案第29号

令和6年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の  
基本方針について

令和6年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について、次のとおり定めるものとする。

令和5年6月28日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

### 1 生徒定員

千葉市立千葉高等学校全日制第1年次

普通科 280名（男女共学）

理数科 40名（男女共学）

千葉市立稻毛高等学校全日制第1学年

普通科 200名（男女共学）

国際教養科 40名（男女共学）

### 2 募集人員

千葉市立千葉高等学校全日制第1年次

普通科 280名（男女共学）

理数科 40名（男女共学）

千葉市立稻毛高等学校全日制第1学年

普通科 120名（男女共学）

国際教養科 40名（男女共学）

### 3 入学検査料

2,200円を納入する。

### 4 一般入学者選抜

千葉市立千葉高等学校及び千葉市立稻毛高等学校において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査（面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちから各高等学校がいずれか一以上の検査を定めて実施する検査をいう。以下同じ。）の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

#### （1）提出書類及び提出期間

##### ア 提出書類

入学願書、調査書等

イ 提出期間

令和6年2月6日（火）から8日（木）まで

（2）志願又は希望の変更

ア 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類及び学科の変更をすることができる。

イ 受付期間

令和6年2月14日（水）及び15日（木）

（3）入学願書等の提出期間等の特例

ア 入学願書等の提出及び志願又は希望の変更の受付期間について次の（ア）、（イ）に該当する者に対し特例を認める。

（ア）入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉市立高等学校を新たに志願しようとする者

（イ）志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

イ 受付期間

令和6年2月14日（水）及び15日（木）

（4）検査の期日

令和6年2月20日（火）及び21日（水）

（5）検査の内容

第1日 学力検査（国語、数学、英語）

第2日 学力検査（理科、社会）及び学校設定検査

（6）追検査

感染症罹患等のやむを得ない理由により本検査を全部又は一部受検することができなかった者について令和6年2月29日（木）に実施する。

（7）選抜方法

中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(8) 入学許可候補者の発表の日時

令和6年3月4日（月） 午前9時

5 海外帰国生徒の特別入学者選抜

千葉市立稻毛高等学校普通科及び国際教養科の「4 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

(1) 志願要件

ア 外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して2年以上4年未満の者で、帰国後1年以内のもの

イ 外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して4年以上の者で、帰国後2年以内のもの

(2) 提出書類及び提出期間

ア 提出書類

入学願書、調査書、海外在住状況説明書等

イ 提出期間

「4 一般入学者選抜」の(1)イに定めるところによる。

(3) 検査の期日

令和6年2月20日（火）

(4) 検査の内容

ア 学力検査（国語・数学・英語）

イ 学校設定検査

(5) 選抜方法

「4 一般入学者選抜」の(7)に定めるところによる。

(6) 入学許可候補者の発表の日時

「4 一般入学者選抜」の(8)に定めるところによる。

6 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

各高等学校の「4 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

(1) 志願要件

保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内（普通科は千葉市内）に居住している又は居住予定のある者のうち、帰国して3年以内のもの

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国

したものをいう。

(2) 提出書類及び提出期間

ア 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

イ 提出期間

「4 一般入学者選抜」の(1)イに定めるところによる。

(3) 検査の期日

「5 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の(3)に定めるところによる。

(4) 検査の内容

面接及び作文

(5) 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(6) 入学許可候補者の発表の日時

「4 一般入学者選抜」の(8)に定めるところによる。

7 その他

本基本方針記載以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「令和6年度千葉市立高等学校入学者選抜要項」に定める。

~~~~~

議案説明

令和6年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の方法等を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により議決を求めるものであります。

令和5年6月28日

令和5年千葉市教育委員会会議第6回定例会

[參考資料]

千葉市教育委員会

懲戒処分の指針の一部改正について

1 議案の趣旨

「児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為」を標準例として新設するため、懲戒処分の指針の一部を改正についての議決を求めるものである。

2 議案の概要

児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為として、教育職員等と児童生徒との間のSNS等を用いた私的なやりとりが指摘されていることから、児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為として「児童生徒に電子メール等を利用して管理職の許可及び保護者の同意なく私的なやりとりを執拗に繰り返す等した場合」を新たに標準例として規定する。

また、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、法との用語の統一を図るため、規定の整備を行う。

3 施行年月日 令和5年9月1日

懲戒処分の指針

千葉市教育委員会

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合はどの程度であったか
- (3) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (4) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (5) 司法判断はどのようなものであるか
- (6) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め、総合的に考慮した上で判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得る。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときがある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断することとする。

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする
- ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇その他承認を要する休暇等について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱・私的な行為を繰り返し行うなどして職務を怠り、又は職務遂行に当たって上司の命令に従わない等により公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

上司その他の職員に対する暴行又は暴言等により職場の秩序を乱した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

- ア 地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。
- イ 地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 守秘義務違反

- ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

- イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒

告とする。

(9) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(10) 個人情報の不当利用

職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した職員は、免職、停職又は減給とする。

(11) 営利企業等従事

許可を得ず、営利を目的とする会社等の役員等を兼ね、若しくは、自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業等に従事した職員は、停職、減給又は戒告とする。

(12) 公文書の不適正な取扱い

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(13) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(14) パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの）

ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パ

ワ一・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

(15) 入札談合等に関する行為

本市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(16) 学歴詐称等

学歴の詐称等をして不正に受験資格を得て採用された職員は、免職とする。

2 収賄・供応関係

(1) 職務に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職とする。

(2) 職員倫理条例等違反

千葉市職員倫理条例（平成22年千葉市条例第6号。以下「条例」という。）又は千葉市職員倫理規則（平成22年千葉市規則第41号。以下「規則」という。）の規定に違反した職員は、次に掲げる処分とする。

ア 虚偽の事項を記載するなど贈与等の報告に関する規定に違反した職員は、減給又は戒告とする。

イ 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

ウ 利害関係者から不動産の贈与を受けた職員は、免職又は停職とする。

エ 利害関係者から金銭の貸付けを受けた職員は、減給又は戒告とする。

オ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けた職員は、減給又は戒告とする（ツに掲げるものを除く。）。

カ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けた職員は、停職又は減給とする（ツに掲げるものを除く。）。

キ 利害関係者に自己の債務について弁済をさせた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする（ツに掲げるものを除く。）。

ク 利害関係者に自己の債務について担保の提供又は保証をさせた職員は、減給又は戒告とする。

ケ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする（ツに掲げるものを除く。）。

コ 利害関係者から未公開株式を譲り受けた職員は、停職又は減給とする。

- サ 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けた職員は、減給又は戒告とする（シ及びスに掲げるものを除く。）。
- シ 遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊戯又はゴルフをした職員は、減給又は戒告とする。
- ス 旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に旅行をした職員は、停職、減給又は戒告とする。
- セ 利害関係者と共に遊技又はゴルフをした職員は、戒告とする（シに掲げるものを除く。）。
- ソ 利害関係者と共に旅行をした職員は、戒告とする（スに掲げるものを除く。）。
- タ 利害関係者をして第三者に対し規則第4条第1項第1号から第9号までに掲げる行為をさせた職員は、イからソまでの違反行為に対する懲戒処分の種類に準じて、免職、停職、減給又は戒告とする。
- チ 利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受けける等通常一般の社交の程度を越えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた職員は、減給又は戒告とする。
- ツ 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかつた利害関係者にその者の負担として支払わせた職員は、免職、停職又は減給とする。
- テ 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかつた利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせた職員は、減給又は戒告とする。
- ト 他の職員が規則に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り又は享受した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。
- ナ 自己若しくは他の職員が条例若しくは規則に違反する行為を行つた疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述をし又は隠ぺいした職員は、停職、減給又は戒告とする。
- ニ 自らが管理又は監督する職員が条例若しくは規則に違反する行為を行つた疑いがあると思料するに足りる事実を黙認した管理職員は、停職又は減給とする。
- ヌ 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が5千円を超える飲食をする場合に虚偽の事項を服務管理者に届け出るなど利害関係者と共に飲食をする場合の届出に関する規定に違反した職員は減給又は戒告とする。

※ 職員が、服務管理者に相談し、その指導又は助言に従つて行つた行為が、違反行為に該当する

ときは、当該職員に対して懲戒処分を行わないことができる。

3 公金公用物品取扱い関係

(1) 横領

公金又は公用物品を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公用物品を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公用物品を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公用物品を紛失した職員は、減給又は戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公用物品の盗難に遭った職員は、減給又は戒告とする。

(6) 公用物品損壊

故意に職場において公用物品を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(8) 公金公用物品の不適正処理

自己保管中の公金又は公用物品について目的外の用途に使用するなど不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

(9) パソコンの不適正使用

職場のパソコンをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

※ この項において「公金」とあるのは、学校徴収金を含むものとする。

4 非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、免職、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかつたときは、停職、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

(11) 酗釈による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12) 強制わいせつ

暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員は、免職とする。

(13) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。

(14) 痴漢行為

痴漢行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

(15) 盗撮行為

法律や条例等に違反して盗撮行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

5 児童生徒等に対する非違行為関係

(1) 体罰等

ア 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 体罰により児童生徒に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合は、免職又は停職とする。

ウ 侮辱的な言動により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合は、体罰の量定に準じて扱う。

(2) 児童生徒性暴力等

ア 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行った職員は、免職とする。

イ 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員（アに該当する者を除く。）は、停職又は減給とする。

(3) 児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為

児童生徒に対して、電話、手紙、電子メール等を利用して、管理職の許可及び保護者の同意なく私的なやりとり（職員の職務にかかわらないやりとりのことをいう。）を執拗に繰り返す等した職員（（2）に該当する者を除く。）は、減給又は戒告とする。

(4) 保護者に対する行為

関係ある保護者に対して、同意の有無を問わず、性的行為と受け取られるような身体的接触等をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

6 交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転での交通事故等

ア 飲酒運転で事故を起こした職員は、免職とする。

イ 飲酒運転をした職員は、免職又は停職とする。

ウ 飲酒運転となることを知りながら車両・酒類を提供し、又は飲酒を勧めた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。飲酒運転であることを知りながらこれに同乗した職員や、同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認した職員も同様とする。

なお、これらの場合において、飲酒運転をした者が本市職員であり、その職員を懲戒処分とするときは、その処分量定と同じとする。

※ 飲酒運転とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

- ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。
- イ 人に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。

※ 処分の決定に際しては、過失の程度や事故後の対応も考慮の上、判断するものとする。

(3) 交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。

7 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知りながら、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

第3 職員の懲戒処分の公表基準

懲戒処分等を行った場合は、原則として、以下の基準により公表する。

1 公表の対象

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分
- (2) 地方公務員法に基づく、刑事事件に関し起訴された場合の休職処分
- (3) 地方公務員法に基づく処分に関する管理監督者に対する処分
- (4) その他社会的影響等を勘案し、公表の必要性が認められる処分

2 公表する内容

原則として、被処分者の所属局名（小学校及び中学校にあっては、行政区名及び校種。特別支援学校及び高等学校にあっては、校種）、職名、年齢、処分内容、処分年月日、事案概要を公表する。

収賄、横領、飲酒運転による交通事故等、故意又は重大な過失による事件で、社会的影響が極めて大きい場合は、所属部課名（学校名）、氏名も併せて公表する。

3 公表の例外

被害者等のプライバシーに配慮する必要がある場合等、被害者等の権利利益を侵害するおそれがある場合は公表を控えることがある。

4 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 記者クラブへの資料提供により公表するが、必要に応じ、併せて記者会見を行う。

第4 施行期日

この指針は、平成18年10月13日から施行する。

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

この指針は、平成20年2月1日から施行する。

この指針は、平成20年11月1日から施行する。

この指針は、平成22年8月1日から施行する。

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

この指針は、平成28年7月15日から施行する。

この指針は、令和元年9月1日から施行する。

この指針は、令和2年6月1日から施行する。

この指針は、令和5年9月1日から施行する。

新旧対照表（懲戒処分の指針の一部改正）

改正前	改正後
第1 基本事項 略	第1 基本事項 略
第2 標準例 1 一般服務関係 (1) ~ (14) 略 2~4 略 5 児童生徒に対する非違行為関係 (1) 体罰等 略 (2) <u>わいせつな行為等</u> ア <u>児童生徒に対してわいせつな行為</u> を行った職員は、免職とする。 イ 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、停職又は減給とする。	第2 標準例 1 一般服務関係 (1) ~ (14) 略 2~4 略 5 児童生徒等に対する非違行為関係 (1) 体罰等 略 (2) <u>児童生徒性暴力等</u> ア <u>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行った職員は、免職とする。</u> イ <u>児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員(アに該当する者を除く。)は、停職又は減給とする。</u> (3) <u>児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為</u> <u>児童生徒に対して、電話、手紙、電子メール等を利用して、管理職の許可及び保護者の同意なく私的なやりとり(職員の職務にかかわらないやりとりのことをいう。)を執拗に繰り返す等した職員((2)に該当する者を除く。)は、減給又は戒告とする。</u> (4) <u>保護者に対する行為</u> <u>関係ある保護者に対して、同意の有無を問わず、性的行為と受け取られるような身体的接触等をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。</u>
6、7 (略)	6、7 (略)
第3 (略)	第3 (略)

施行期日 この指針は、令和5年9月1日から施行する。

※ 「わいせつな言辞等の性的な言動」は、懲戒処分の指針1(13)において「わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動」と定義されている。

令和5年教育委員会会議第6回定例会出席者(教育委員会室)

